

宇都宮市住宅改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する住宅改修事業費補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、住宅の性能又は機能を向上するための改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において、その工事に要する費用の一部を補助することにより、良質な住宅ストックの形成及び市民の安全、安心かつ快適な住生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する建物又は建物のうち人の居住の用に供する部分をいう。
- (2) 必須工事 別表第1に掲げる住宅の性能又は機能を向上するための改修工事をいう。
- (3) 選択工事 別表第2に掲げる住宅の改修工事であって、必須工事と併せて行うものをいう。
- (4) 他の住宅改修補助制度 市の木造住宅耐震改修補助金、木造住宅簡易改修補助金、重度身体障がい者住宅改造費補助金及び高齢者にやさしい住環境整備事業費補助金並びに介護保険の居宅介護（予防）住宅改修の支給をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市に住民登録があること。
- (2) 必須工事を行うこと。
- (3) 過去に同一の住宅について補助金の交付を受けていないこと（補助対象住宅の共有者を含む。）。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 世帯に属する者のいずれもが、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する密接関係者でないこと。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に所在するものであること。
- (2) 補助対象者又はその二親等以内の親族が所有するものであること。

(3) 補助対象者又はその二親等以内の親族が現に居住し、又は第11条に規定する完了実績報告までに居住するものであること。

2 前項第2号の規定は、補助対象者が市の高齢者にやさしい住環境整備事業費補助金の交付の要件(所得に関するものを除く。)を満たすものである場合については、適用しない。

(補助対象工事)

第6条 補助金の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 必須工事及び選択工事であること。

(2) 市内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者が行うものであること。

(3) 補助金の申請の日の属する年度の2月末日までに申請した上で、当該年度の3月末日までに第11条に規定する完了実績報告をすることができるものであること。

(4) 補助金の交付の決定後に工事契約を締結するものであること。

(5) 必須工事に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。)が10万円以上のものであること。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、必須工事及び選択工事に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。)から他の住宅改修補助制度の対象となる経費を控除して得た額に10分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)とし、当該額が10万円を超える場合には、10万円を限度とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類又はその写しを市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により必要な情報を確認できる場合には、該当するものの提出を省略することができる。

(1) 補助金交付申請書

(2) 補助対象工事の内容及び経費の内訳を確認できる書類(見積書等)

(3) 補助対象工事の箇所を示す平面図

(4) 補助対象工事の箇所の施工前の写真

(5) 補助対象住宅の所有状況を確認できる書類

(6) 発行日から3か月以内の住民票の写し(申請時に補助対象住宅に居住している場合に限る。ただし、別表第1に掲げる多世代同居に伴う増設工事を行う場合又は多子世帯を対象とした間取りの変

更工事を行う場合にあつては、同居する世帯全員とする。)

- (7) 発行日から3か月以内の市税完納証明書(申請者に限る。)
- (8) 申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合には、所有者の住民票の写し及び市税完納証明書並びに所有者が申請者の二親等以内の親族であることを確認できる戸籍証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を先着順に受け付けるものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その結果を補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更等)

第10条 申請者は、前条の規定による交付の決定を受けた後に当該決定に係る申請の内容について変更(軽微な変更を除く。)、中止又は廃止をしようとするときは、次の各号に掲げる書類又はその写しを市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請変更等申請書
- (2) 変更工事見積書の写し(変更の場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、前条の規定により交付を決定した工事が完了するまでに行うものとする。

3 第1項の規定による申請があつた場合における交付の決定については、前条の規定を準用する。

(申請の取下げ)

第10条の2 第9条第1項又は前条第3項の規定により補助金の交付を決定した場合において、当該決定の内容又はこれに付された条件により補助事業を遂行できないと認められるときは、当該決定に係る申請の取下げがあつたものとみなし、かつ、当該決定は、なかつたものとみなす。

(完了実績報告)

第11条 申請者は、住宅改修工事が完了したときは、工事に係る全ての支払いが完了次第、速やかに、次の各号に掲げる書類又はその写しを市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により必要な情報を確認できる場合には、該当するものの提出を省略することができる。

- (1) 完了実績報告書兼補助金交付請求書
- (2) 補助対象工事の内容及び経費の内訳を確認できる契約書又は請書

(3) 補助対象工事の箇所の施工後の写真

(4) 住宅改修工事費の領収書

(5) 住民票の写し（申請時に補助対象住宅に居住していない場合に限る。ただし、別表第1に掲げる多世代同居に伴う増設工事を行う場合又は多子世帯を対象とした間取りの変更工事を行う場合にあっては、同居する世帯全員とする。）

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けたときは、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行った後、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の確定額が第9条又は第10条の交付決定額と相違ない場合には、補助金交付決定通知書を補助金確定通知書とみなす。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第11条に規定する完了実績報告をもって補助金の請求があったものとし、申請者に補助金を交付するものとする。

（様式）

第14条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文（平成24年3月31日告示第172-3号）

平成24年4月1日から適用する。

改正文（平成25年1月31日告示第35-3号）

平成25年2月1日から適用する。

改正文（平成25年3月27日告示第117-2号）

平成25年4月1日から適用する。

改正文（平成26年4月1日告示第151号）

平成26年4月1日から適用する。

改正文（平成30年4月1日告示第154号）

平成30年4月1日から適用する。

改正文

令和5年4月1日から適用する。

改正文（令和6年3月 日告示第 号）

令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	工事内容
屋根、外壁、天井、内壁又は床の断熱に係る改修工事	屋根、外壁、天井、内壁又は床の断熱改修工事で、次世代省エネ基準（平成11年基準）に対応する工事（屋根のみの実施等一部の実施も対象）
窓の断熱に係る改修工事	窓の断熱改修工事で、次世代省エネ基準（平成11年基準）に対応する工事（一居室のみの実施等一部の実施も対象）
太陽熱温水器の設置工事	新たに設置する太陽熱温水器の工事
バリアフリー改修工事	手すり設置、段差解消等バリアフリー改修促進税制の対象となるバリアフリー改修工事
防犯性向上に資する改修工事	「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された製品を使用した工事
他の住宅改修補助制度に基づく工事	他の住宅改修補助制度の対象となる工事
多世代同居（世帯員のいずれかの直系尊属又は直系卑属の複数世代によって同居すること）に伴う増設工事	キッチン、浴室、トイレ又は玄関の増設工事で、改修後にキッチン、浴室、トイレ又は玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある工事（多世代同居の状態が1年以上続くこと。）
多子世帯（2人以上の子と同居しており、18歳未満のものが1人以上いる世帯）を対象とした間取りの変更工事	居室等の間取りを変更するための工事
地域活用に向けた間取りの改修工事	住宅の一部を集会所、子供及び高齢者の居場所等地域コミュニティ活性化の場として活用するための工事（地域コミュニティ活性化の場として1年以上活用すること。）

別表第2（第3条関係）

区分	工事内容
住宅改修工事	<p data-bbox="603 271 1410 360">必須工事と併せて行う住宅改修工事。ただし、次の各号に掲げる工事は、対象としない。</p> <ol data-bbox="628 394 1410 734" style="list-style-type: none"><li data-bbox="628 394 1129 427">(1) 住宅と別棟の倉庫，車庫に関するもの<li data-bbox="628 454 1129 488">(2) 造園，門扉，塀等の外構に関するもの<li data-bbox="628 515 1209 548">(3) 家具，調度品，家電製品の設置に関するもの<li data-bbox="628 575 1410 674">(4) 電話，インターネット等の配線工事又はテレビのアンテナ等の設置に関するもの<li data-bbox="628 701 1050 734">(5) 浄化槽設備の設置に関するもの